

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 7月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第89号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第11条の 2の見出しを「（家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業開始認可申請書等）」に改め、同条第 1項中「による家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「家庭的保育事業等開始認可申請書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業開始認可申請書」に改め、同条第 2項中「家庭的保育事業等名称等変更届出書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業名称等変更届出書」に改め、同条第 3項中「家庭的保育事業等内容変更届出書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業内容変更届出書」に改め、同条第 4項中「による家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書」に改める。

第11号様式の 2中「家庭的保育事業等開始認可申請書」を「家庭的保育事業

等又は乳児等通園支援事業開始認可申請書」に改め、「基づく家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第11号様式の 3中「家庭的保育事業等名称等変更届出書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業名称等変更届出書」に改める。

第11号様式の 4中「家庭的保育事業等内容変更届出書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業内容変更届出書」に改める。

第11号様式の 5中「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書」を「家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。